

# すべての子ども・子育て家庭支援 (基礎給付)について

平成22年10月20日  
第2回 基本制度ワーキングチーム  
説明資料

# 検討事項

I すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)について

II 個人給付

- (1)個人への現金給付
- (2)個人への現物給付

III 現金給付・現物給付の一体的な提供

- (1)現金給付・現物給付(一時預かり等)の組合せ
- (2)学校給食費、利用券など

IV その他

- (1)妊婦健診
- (2)その他の子育て支援事業

# I すべての子ども・子育て家庭支援 (基礎給付)について

# I すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)について

## 【基本制度案要綱の抜粋】

### III 納付設計

#### 1 すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)

- すべての子ども・子育て家庭を対象にした基礎的な給付として、子ども手当や一時預かり、地域子育て支援等のための給付を行う。

#### (個人給付)

##### (1) 子ども手当(個人への現金給付)

- 中学生以下の子どもを対象に、子ども手当の給付を行う。

##### (2) 子育て支援サービス(個人への現物給付)

- 乳幼児の良質な成育環境の確保と保護者の負担軽減の観点から、すべての乳幼児と保護者を対象とした個人への現物給付(一時預かり等)を行う。

##### (3) 現金給付・現物給付の一体的な提供

- 市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討する。

- 個人給付の一部については、市町村の選択により、以下のような仕組みで給付を行う方法を検討する。

- ① 個人給付の一部を、就学後の学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み
- ② 納付の趣旨が活かされた利用を促すため、個人給付の一部を、子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

# I すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)について

## 【すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)の必要性について】

- 核家族化や地域のつながりの希薄化、さらには少子化による児童数の減少の中、子育てをめぐる環境は大きく変化し、
  - ① 子どもが同年齢・異年齢、親以外の大人や社会と関わって育つ機会が減少していることから、そのための機会を積極的に求めること
  - ② 子育ての孤立化・負担感が高まっていることから、これらの軽減を図ることなどが求められている。
- 子育ては父母その他の保護者が第一義的に責任を有するものであるが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもの価値を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たれるよう社会全体で支援することが求められている。
- さらに、子育て中の父母に対し、地域社会への参加や社会活動、自己実現の機会を保障することも重要である。
- したがって、親が働いている、働いていないに問わらず、すべての子育て家庭の支援を推進していくことが必要。

# I すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)について

## すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)の対象範囲

### ①すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)の目的

- ・親が働いている・働いていないということにかかわらず、すべての子ども・子育て家庭の支援を行うこと。

### ②「現金給付」「現物給付」「市町村事業」

- ・現金給付：「子ども手当」が該当
- ・現物給付：基本制度案要綱では「一時預かり等」と「妊婦健診」を記載。  
→ どの範囲で設定するか。
- ・市町村事業：個人への受給権付与になじまないため、市町村事業として位置づける方式  
：基本制度案要綱では「地域の子育て支援事業」と記載。  
※現在の子育て支援事業が該当  
→ どの範囲で設定するか。

個人に対して  
受給権を付与  
(個人給付)

### ③市町村の裁量

- ・市町村による裁量をどの範囲で認めるか。
- ・受給権者の選択をどの範囲で認めるか。

# I すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)について

## すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)の対象範囲について

(※基本制度案要綱に基づき作成)

### すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)

#### 個人給付

##### 現金給付 (子ども手当)

##### 現物給付 (一時預かり等)

- 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づく組み合わせ
- 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
  - ・学校給食費等として学校への支払い
  - ・子育て・教育サービス等の利用券方式

#### 妊婦健診

#### 地域の子育て支援事業

- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 児童館
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業 等

#### 市町村の独自事業

# I すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)について

## 【すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)における個人給付と市町村事業の考え方】

- 新システムにおいては、すべての子ども・子育て家庭に共通に必要なサービス・給付について、すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)として整理して給付

### (個人給付)

- すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)の中で、個別の個人に対してサービス・給付を保障するものについては、「個人給付」とする  
→ 一時預かり、妊婦健診の扱いについて検討

- 個人給付の対象となるサービス・給付は、個人を特定してサービス・給付を保障するものであることから、市町村から受給権者に対し、一定の量(額)を一体的に保障  
→ 市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討

### (市町村事業)

- すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)の中で、サービス・給付を一律に保障するよりは地域の実情に応じて提供すべきもの、個人を明確に区分して保障する構成ができないもの(馴染まないもの)については、「市町村事業」とする

# I すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)について

## 【参考】

- 医療については、国民皆保険制度の下、医療保険制度から一元的に給付  
→ 医療保険制度の自己負担分に関する対応(公費負担医療等)は、引き続き個別制度で対応
- 地域の子育て支援事業は、すべての子ども・子育て家庭を対象とするもの  
→ 障害児やその家庭も利用することが可能。障害児固有のニーズに対し、きめ細かな対応が必要なものについては、障害者自立支援法等の別の体系で一元的に対応  
→ 虐待予防に資する事業(養育支援訪問事業等)も含まれる

## II 個人給付

### (1) 個人への現金給付

## Ⅱ 個人給付 (1)個人への現金給付

### 【現行の子ども手当と新システムとの関係について】

- 現行の子ども手当は、中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円を父母等に支給
- 平成23年度以降の子ども手当の取扱いについては、いわゆる4大臣合意に基づき、平成23年度予算編成過程において検討することとなっている。
- 新システムにおいては、上記の検討結果を踏まえて検討する

## II 個人給付 (1)個人への現金給付

### (参考1)

- 民主党参議院選挙マニフェスト 関係部分抜粋
  - ・ 財源を確保しつつ、すでに支給している「子ども手当」を1万3000円から上積みします。
  - ・ 上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにします。  
現物サービスとして、保育所定員増・保育料軽減、子ども医療費の負担軽減、給食の無料化、ワクチン接種の公費助成などを検討します。

### (参考2)

- 平成22年度における子ども手当
  - ・ 子ども一人につき、月額1万3千円

## II 個人給付

### (2) 個人への現物給付

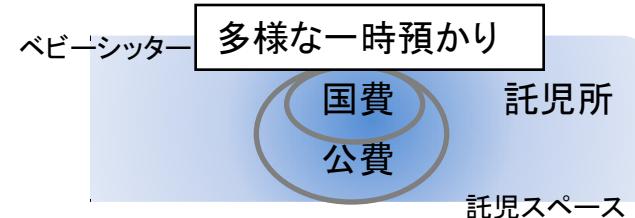
## II 個人給付 (2)個人への現物給付

### 1 現状

#### (一時預かりとは)

- ・ 様々な理由により一時的に保護者による保育が困難な場合に、未就園児を中心とした乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行うもの。
- ・ 日常生活においては、保護者の疾病、冠婚葬祭等各種行事、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等、様々な場面で一時的に預ける必要が生ずる場面がある。こうした場合のニーズに応えるため、地方自治体や民間事業者をはじめ多様な主体が様々な形態で一時預かりを実施。

#### (多様な主体による実施)



##### ・ 地方自治体の独自事業

(保育所やNPO法人や社会福祉協議会で実施)

##### ・ その他民間事業者による実施

(ベビーシッター、託児所、百貨店や劇場などの託児スペース)

##### ・ 国の補助事業

一時預かり事業(保育所や地域子育て支援拠点等で実施)

6,460箇所(平成21年度交付決定ベース)、1,177市区町村(全市町村の約6割)で実施。

※このほか、ファミリー・サポート・センター事業において、一時預かり等についての会員間の相互援助の連絡調整が行われている。

#### (利用手続、利用料金、人員配置等)

- ・ 利用手續は、大半は、当事者同士の契約により利用されているものと見込まれる。
- ・ 利用料金は、実施主体によって異なる。
- ・ 一時預かりを行うこと自体については、人員配置等特に制限は設けていない。

※国の補助を受けるためには、保育士の配置など一定の条件が必要

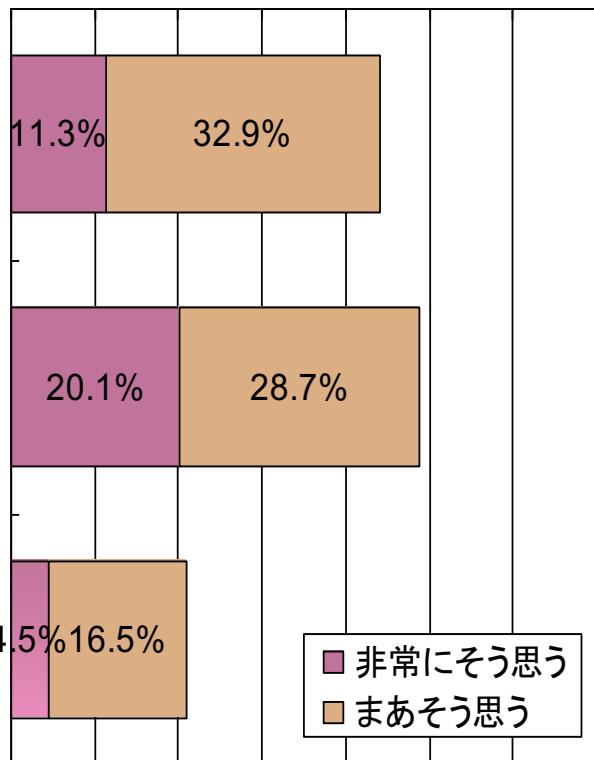
## II 個人給付 (2)個人への現物給付

### ◇子育ての孤立化と負担感の増加

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。
- 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要。特に、困ったときに預かり先がない人が4割以上を占めている。

#### 妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



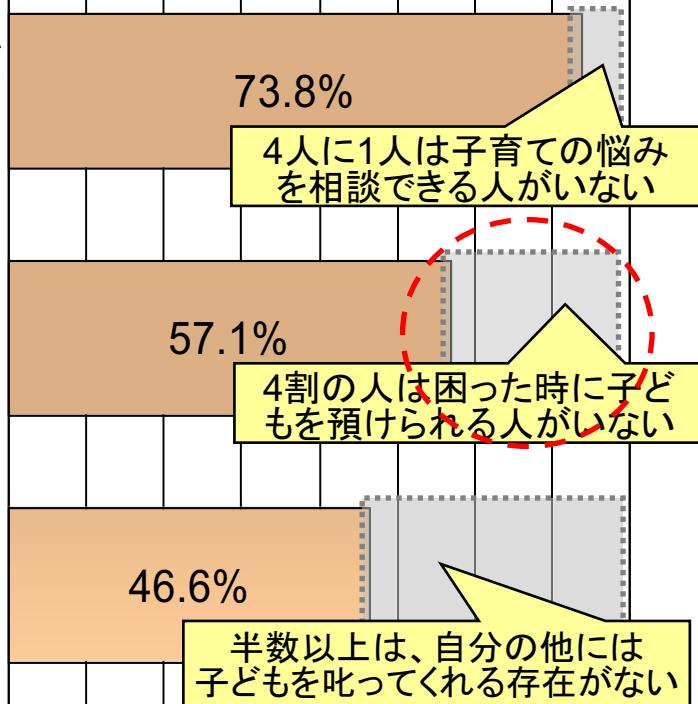
#### 地域の中での子どもを通じたつきあい

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%

子育ての悩みを相談できる人がいる

子どもを預けられる人がいる

子どもをしかつてくれる人がいる



資料:財団法人こども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

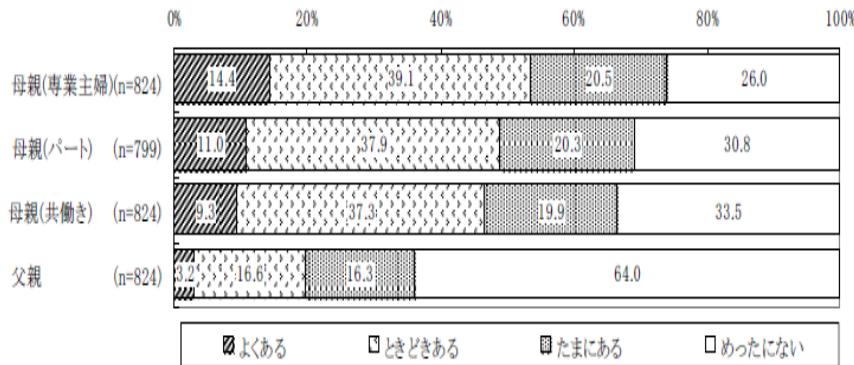
資料:(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)

## Ⅱ 個人給付 (2)個人への現物給付

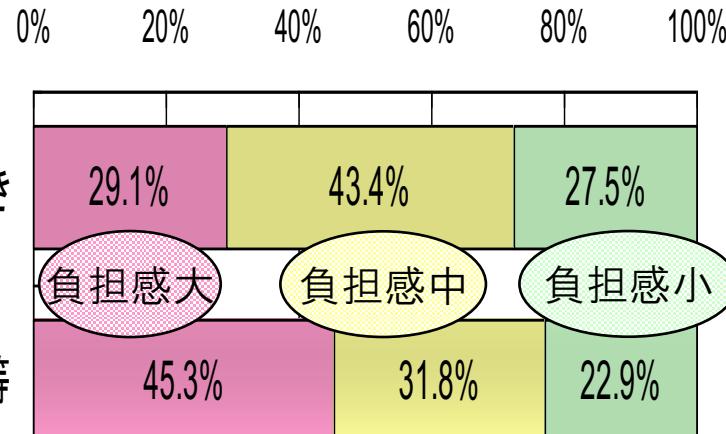
### ◇子育ての孤立感・負担感と求められる支援の内容

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中、子育てに孤立感・負担感を感じている母親が多い。
- 孤立感を解消するには、「育児から解放されて気分転換する時間があれば」との回答が最も多くなっている。

母親の子育ての孤立感

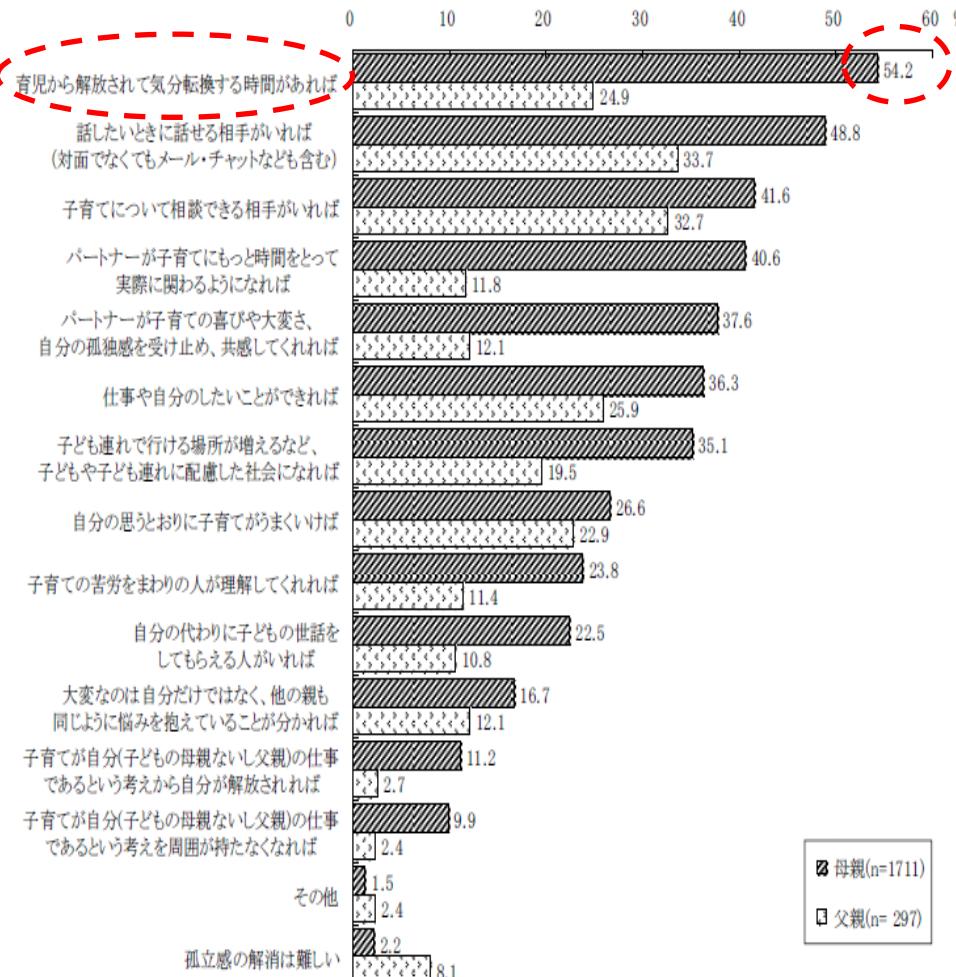


母親の子育ての負担感



(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)

図表 242 孤立感を解消するには



■ 母親(n=1711)

□ 父親(n= 297)

## Ⅱ 個人給付 (2)個人への現物給付

### 【一時預かりの利用ニーズについて】

- 横浜市が行った住民の利用希望調査(平成20年度)によれば、以下のとおり

利用を増やしたい	20. 1%  <b>&lt;内訳&gt;</b> 片働き(専業主婦) : 23. 9% 共働き(パートタイム) : 16. 5% 共働き(フルタイム) : 13. 4%
希望利用日数(月)	<u>月1~2日</u> : 44. 2% 月3日 : 8. 9% 月4~7日 : 22. 3% 月8~14日 : 10. 4% 月15~29日 : 3. 8% (無回答) : 10. 2%
1回当たりの 希望利用時間	<u>4時間未満</u> : 34. 3% <u>4~6時間</u> : 42. 3% 6~8時間 : 17. 9% 8時間以上 : 5. 5%

## Ⅱ 個人給付 (2)個人への現物給付

### 2 新システムにおける検討にあたっての視点

- 未就園児を中心とした乳幼児の一時預かりは、子育ての不安を解消し、子育てを孤立させないことで、すべての子育て家庭の子どもの育ちにも資する支援。  
また、一時預かりは、地域で子どもを持つ家族(特に女性)の地域社会への参加や社会活動、自己実現の機会を保障するため必要。
- 親の働き方にかかわらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、様々な理由で必要となるものであり、普遍的に子育て家庭に必要

※一時預かりの利用が想定されるケース

- ・ 日常生活を営む上で利用するケース  
(冠婚葬祭や保護者の疾病・通院、他の子どもの世話(授業参観や通院など)、買い物など)
- ・ 社会参加を行うために利用するケース(地域の様々な集会や行事への参加など)
- ・ 育児休業取得後の職場復帰や再就職が円滑に行えるための準備 など

- さらに、様々なサービス・給付につなげる契機にもなる。

※ 不定期かつ一時的な利用が前提

(続く)

## Ⅱ 個人給付 (2)個人への現物給付

(続き)

- 利用者の利便性を考慮した利用手続が求められる。
- 一時預かり事業については、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、平成20年度の延べ348万人日を26年度には延べ3,952万人日とする整備目標を掲げて、大幅な増加を図ることとしており、サービス提供基盤の拡充と合わせて、制度面での位置付けが必要。
- できる限り多様なニーズを踏まえた、自由度を持った柔軟な制度にするため、人員、設備などの最低基準の設定に当たっては、一時預かりが不定期かつ一時的なものであるというサービスの特性に応じ、質を確保しながら、必要最小限の基準とすべきではないか。

## Ⅱ 個人給付 (2)個人への現物給付

### 【イメージ1】現物給付(個人給付)として一時預かりを位置付ける

#### (考え方)

- ・ 一時預かりを個人給付として法律上位置づける。
- ・ 一定年齢以下の子どもを監護する父母等に一定量の一時預かりの利用を認める。  
(注)給付の方法として、一時預かりについて利用券として提供することも選択肢の一つ。
- ・ できる限り多様な事業主体、実施方法を認める。(例えば、常設の施設に限らず、研修会や集会場に出張し、スポット的に一時預かりを行うものなども認める)

※ 本来、保護者の病気、行事、育児負担の解消等、一時的に生じるニーズを対象とする一時預かりが、地域によってはパートタイマーなど短時間定期利用の保育需要に応えている現状があるが、新システムではこれらの保育需要は幼保一体給付(仮称)の対象となるサービスで対応することを明確にする

#### (メリット)

- ・ 個人給付と位置づけることで権利保障が強まり、子育て不安の解消、ひいてはすべての子育て家庭の子どもの健やかな育ちの一助となる。
- ・ 多様な主体の多様な方法による一時預かりが提供されることで、利用者の様々なニーズが満たされるとともに、利便性が大きく向上する。

#### (課題)

- ・ 給付の内容として一律の給付水準を法定(→自治体の裁量が限定的)
- ・ サービス基盤が整備されなければ、給付を受ける地位があっても実際には給付を受けることができない。
- ・ 子どもの安全の確保など、最低限確保すべき質をいかに担保するか。

## Ⅱ 個人給付 (2)個人への現物給付

### 【イメージ2】市町村事業として一時預かりを位置付ける

#### (考え方)

- ・一時預かりを市町村事業として法律上位置づける。
- ・市町村が自ら実施する場合や他の事業主体に委託するなど、多様な実施方法があり得る

(例えば、常設の施設に限らず、研修会や集会場に出張し、スポット的に一時預かりを行うものなども想定される)

(注)給付の方法として、一時預かりについて利用券として提供することも選択肢の一つ。

※ 本来、保護者の病気、行事、育児負担の解消等、一時的に生じるニーズを対象とする一時預かりが、地域によってはパートタイマーなど短時間定期利用の保育需要に応えている現状があるが、新システムではこれらの保育需要は幼保一体給付(仮称)の対象となるサービスで対応することを明確にする

#### (メリット)

- ・地域の実情に応じた事業の実施が可能となる
- ・個々の子ども・子育て家庭の状況に応じて、サービス提供を受けることができる

#### (課題)

- ・一人ひとりの利用希望に対する、サービス利用が保障されるか。
- ・サービス基盤の拡充が十分に図れるか
- ・子どもの安全の確保など、最低限確保すべき質をいかに担保するか。

### III 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (1) 現金給付・現物給付(一時預かり等)の組合せ

### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (1) 現金給付・現物給付(一時預かり等)の組合せ

##### 【現金給付と一時預かり等の組合せの考え方】

- 現行制度では、子ども手当と一時預かり等は別途の制度・事業であり、財源もサービス・給付の提供を受けるための手続きも異なる  
→ 現金給付と一時預かり等の間には、サービス・給付の提供に関し、市町村の裁量も、受給権者の選択もない
- 基本制度案要綱において、「市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討する。」と記載されている  
→ 一時預かりを個人給付とする場合について、現金給付との組合せの方法が求められており、以下で検討

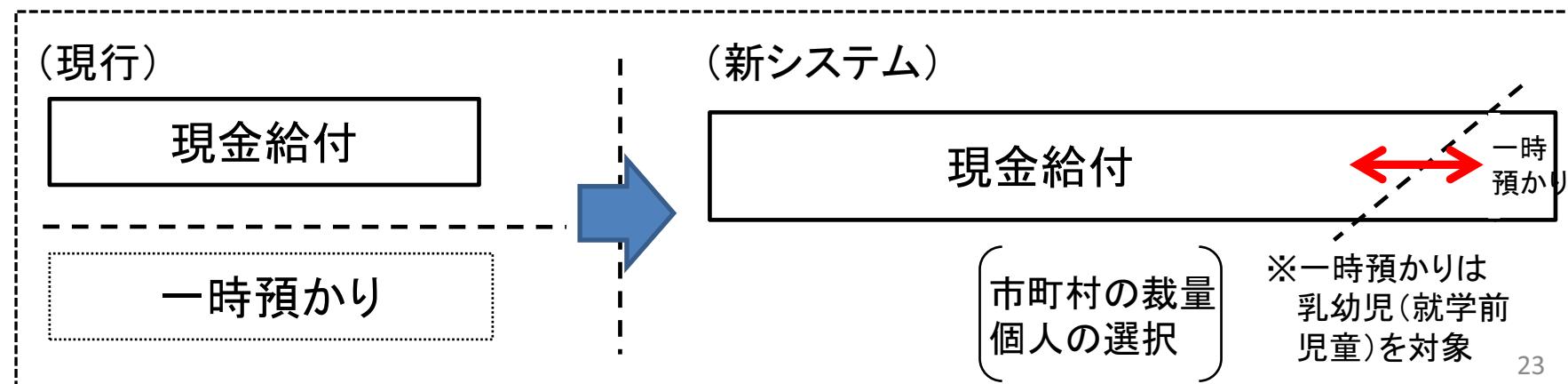
### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (1) 現金給付・現物給付(一時預かり等)の組合せ

##### 【主な論点】

- 市町村の枠組みの下、受給権者の選択の幅をどこまで認めるか
  - ・ 選択に一定の枠を設けるのか否か
- 市町村が条例で、法律で規定された使途の制限のない現金給付の額を、受給権者の意向に関わらず、一時預かりの量に変更することについて、受給権の保護との関係でどう整理するか
- 給付管理や事務手続きなど、市町村の事務負担に留意が必要
- 市町村の枠組みの下、受給権者に対し、量(額)の選択を認める場合、現金給付の額と一時預かりの量の換算方法をどう設定するか

##### (参考)現行制度と新システムのイメージ

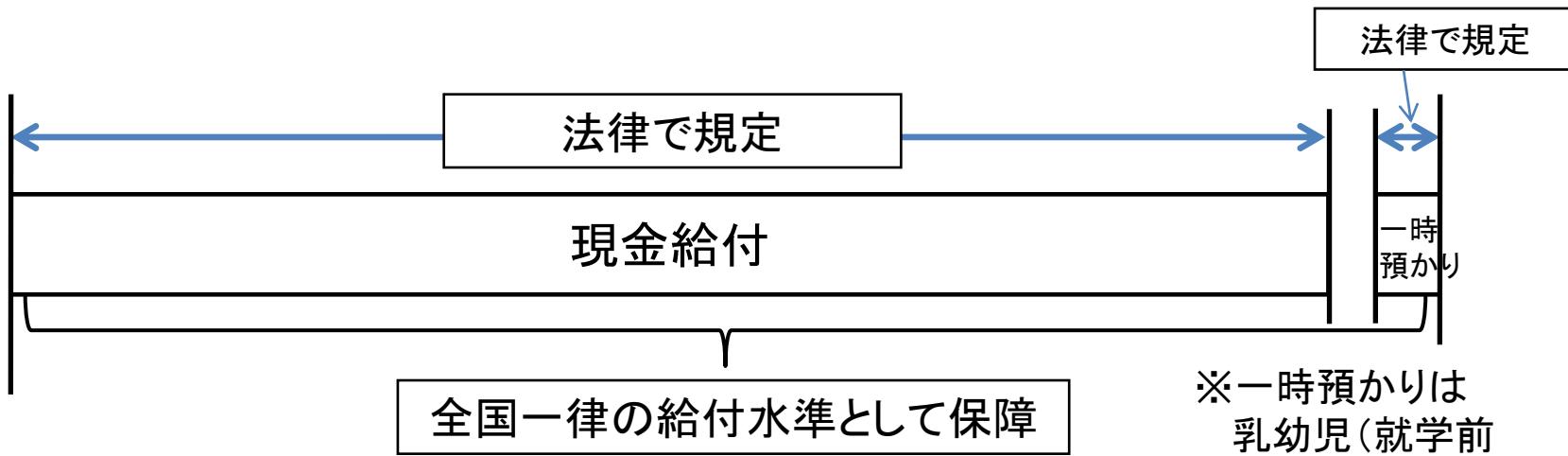


### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (1) 現金給付・現物給付(一時預かり等)の組合せ

【イメージ1】現金給付、一時預かりの具体的な量(額)を法定

(考え方) ・現金給付、一時預かりとも全国一律の水準を法定して給付

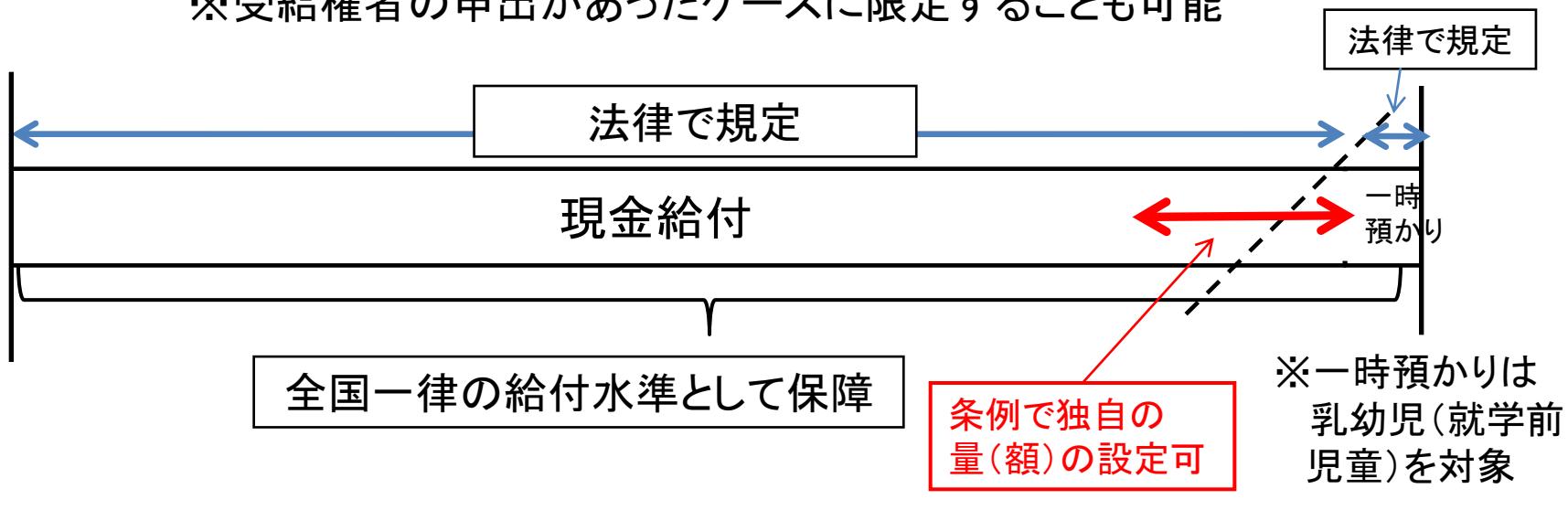


### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (1) 現金給付・現物給付(一時預かり等)の組合せ

【イメージ2】イメージ1を基本に、市町村が条例で独自の量(額)の設定を認める

- (考え方)
- ・現金給付、一時預かりとも全国一律の水準を法定
  - ・法定の水準以外の設定を希望する市町村は、条例で別の定めが可能
- ※受給権者の申出があったケースに限定することも可能



### III 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2) 学校給食費、利用券など

### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2)学校給食費、利用券など

#### 【基本制度案要綱の抜粋】

#### Ⅲ 納付設計

##### 1 すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)

###### (個人給付)

##### (3)現金給付・現物給付の一体的な提供

- 市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討する。
- 個人給付の一部については、市町村の選択により、以下のような仕組みで給付を行う方法を検討する。
  - ① 個人給付の一部を、就学後の学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み
  - ② 給付の趣旨が活かされた利用を促すため、個人給付の一部を、子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2) 学校給食費、利用券など

i) 個人給付(現金給付)の一部を、就学後の学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み

#### 【新システムにおける位置付け】

- 新システムにおける現金給付は、子どもの健やかな育ちを支援するという幅広い目的を有している。
- 新システムの現金給付の全部又は一部を、市町村の選択により、学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組みについて、現金給付の目的や受給権の保護と学校給食費等の債権徴収の意義や債権としての法的性格との関係、市町村の債権徴収の確実性・効率性、支払者の利便性の向上といった観点から検討する必要がある。
- さらに、市町村の選択により、受給権者の意向に基づき、現金給付の全部又は一部を学校給食費等として学校に支払うという方式についても、受給権者の利便性の向上に資し、市町村が有する債権徴収の確実性・効率性が向上することから、検討を行うことが必要

学校給食費等

現金給付

### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2) 学校給食費、利用券など

##### 【イメージ1】代理納付方式

###### (考え方)

- 父母等が学校に支払うべき学校給食費等について、市町村が条例で定めを置けば、受給権者の意向に関わりなく、市町村が現金給付から必要額を父母等に代わって学校に納付

###### (メリット)

- 学校給食費等が学校に対して交付されるなど、必要な額が納付されるべき者に確実に交付される
- 学校給食費等の費用徴収を確実に行い、未納問題の解決に資する(市町村及び学校現場等の負担の軽減が図られる)

###### (課題)

- 新システムにおける現金給付は、子どもの健やかな育ちの支援という幅広い目的を有している
  - 教育に特定された給付である生活保護法上の教育扶助とは異なり、新システムの現金給付は使途が特定されない
  - 受給権者の意向に関わりなく、市町村が現金給付の中から徴収することは、受給権の保護との関係を整理することが必要

### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2)学校給食費、利用券など

##### (参考1)

###### ○生活保護法

###### (教育扶助)

第13条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品
- 二 義務教育に伴つて必要な通学用品
- 三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

###### (教育扶助の方法)

###### 第32条 (略)

2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

##### (参考2)「法定代理受領」

- ・ 介護保険法において、市町村は、被保険者が指定サービス事業者に支払うべき費用について、被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、指定サービス事業者に支払うことができるとされている

### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2)学校給食費、利用券など

##### 【イメージ2】受給権者からの申出によって、学校への納付を認める

###### (考え方)

- 受給権者の利便の観点から、受給権者本人の申出を受けて、市町村から学校への納付を認める(受給権者の申出がない場合は受給権者に当該金額を現金で給付)

- 枠組みは条例で設定

###### (メリット)

- 受給権者の申請を前提とするので、受給権の保護の問題は生じない
- 市町村及び学校現場等の負担の軽減が図られる

###### (課題)

- 市町村の事務負担を軽減するための工夫が必要
- イメージ1に比べ学校給食費等の費用徴収に関する確実性は乏しい

### III 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2) 学校給食費、利用券など

(参考)

○子ども手当法

(子ども手当に係る寄附)

第23条 受給権者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、当該子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附を受ける部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。

2 (略)

### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2)学校給食費、利用券など

##### 【イメージ3】利用券方式の活用

###### (考え方)

- 後述する利用券の対象となるサービスの範囲に、学校給食費等を含める  
(メリット)
- 利用券方式は、定められた使途の範囲内で様々なサービスに利用することが可能であることから、受給権者にとって選択の幅が広がる

###### (課題)

- 利用券は、定められた使途の範囲内で様々なものに利用することが可能なので、特定目的に特化した費用徴収に関する確実性は、イメージ1及びイメージ2と比べて乏しい
- 利用券方式とした場合でも、同時に代理納付方式又は受給権者からの申出によって、学校への納付を認めることを可能とするか検討する必要がある

### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2) 学校給食費、利用券など

##### ii ) 現金給付の一部に利用券方式

###### 【経緯】

- 子ども手当法の趣旨に則った使途に使われないおそれがあることが指摘されていた
- また、地方自治体独自の取組みとして、杉並区においては「子育て応援券」などが実施されている

### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2) 学校給食費、利用券など

##### 【新システムにおける位置付け】

- 現金給付の一部について、市町村が「子どもの健やかな育ちを支援」するため、子育てサービス・教育サービス等、それらに関わる使途に限定することについて、市町村の裁量により、利用券方式により給付を行うことを可能とする
- しかしながら、利用券方式により給付を行うことは、
  - ・ 本来ならば使途が限定されない現金給付に対し、使途を制限することとなる
  - ・ 利用券の対象となるサービスについては、現金給付の目的である「子どもの健やかな育ちを支援」することと合致する必要があることから、利用券の対象となるサービスの範囲について、条例で規定することが必要
- また、杉並区の「子育て応援券」では、1冊3千円で1万円分のサービス利用が可能であり、そのような取組みを参考にすることも考えられる

(※)自治体における事務負担・運営コストに留意が必要(杉並区の例では、利用額の6~10%程度)



### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2) 学校給食費、利用券など

##### 【イメージ1】条例で額を規定 + 市町村内一律実施

(考え方) 利用者が対象サービスを確実に受けられることにつなげるため、条例で額を規定し、一律に実施



##### (メリット)

- ・ 市町村が必要なサービス量を想定し、整備することが可能
- ・ 市町村において実施するため、利用者が対象サービスを利用できる確実性が高まる

##### (課題)

- ・ 受給権者の申請に基づかず、現金給付の一部を、利用券方式により給付を行うことは、受給権の保護との関係で整理が必要
- ・ 条例で額を設定しなければならず、一定の時間を要する
- ・ 利用者が本来ならば現金で給付される額が利用券で給付されるため、現金給付を希望する者の反発を招くおそれ

### Ⅲ 現金給付・現物給付の一体的な提供

#### (2) 学校給食費、利用券など

##### 【イメージ2】現金給付の範囲内 + 利用者の申請

(考え方) 利用者の現金給付に対する受給権を前提として、利用者が希望する場合に、現金給付に代えて利用券を交付



##### (メリット)

- ・ 利用者の選択権を優先
- ・ 現金給付に対する利用者の受給権の保護を優先

##### (課題)

- ・ 利用者が現物サービスを利用できる確実性が弱い(対象サービスに十分な資金が回らないおそれ)  
→ 利用者の希望によるものであり、やむを得ないとの考え方もあり得るか
- ・ 市町村が必要なサービス量を想定し、整備することが困難

## IV その他

### (1) 妊婦健診

## IV その他 (1)妊婦健診

### 【基本制度案要綱の抜粋】

#### III 給付設計

##### 1 すべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)

###### (4) 妊婦健診

- 妊婦健診について、基礎給付として新システムから給付することを検討する。

###### (その他の子育て支援事業)

###### (5) その他の地域の子育て支援事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館など、地域の子育て支援のための事業を給付する。

###### (6)市町村独自の給付

- 市町村の裁量により、基礎給付の上乗せや、上記の基礎給付以外の子育て支援サービスを新システムの事業として独自に給付することができる仕組みとする。

## IV その他 (1)妊婦健診

### 1 現状

#### ○根拠(母子保健法第13条)

- ・市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

#### ○実施状況

・妊婦健診は、母子保健法において、実施主体である市町村の自治事務と位置づけられており、その事業の実施方法(実施回数、公費負担額等)については、各市町村の判断による。

・従来、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)(※)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において、残りの9回分について、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援を行った(790億円、平成22年度末までの26か月分)。

※公費負担にあたって望ましい妊婦健診の回数や、実施時期及び標準的な検査項目については、母子保健課長通知(技術的助言)にて示している。

- ・その結果、平成22年4月現在、妊婦健診の公費負担は、全ての市町村で14回以上実施されている(平成20年4月現在の5.5回よりも大幅に増加)。
- ・平成23年度については、平成22年10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において、「妊婦健診に対する公費助成の継続等」が具体的な措置として記載されており、速やかな実施に向け、必要な検討を推進。

## IV その他 (1) 妊婦健診

### 2 検討にあたっての視点

- 妊婦健診の公費負担は、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制づくりに資する重要な施策であり、子ども・子育て対策の一つの柱として、継続していくことが必要である。
- 妊婦が確実に妊婦健診を受けられるよう、新システムにおけるすべての子ども・子育て家庭支援(基礎給付)として位置づけるべきではないか。

## IV その他

### (2) その他の子育て支援事業

## IV その他 (2) その他の子育て支援事業

### 【現状】

#### (様々な地域の子育て支援事業)

以下のものをはじめ、様々な子育て支援事業が地域において取り組まれている。

- ◎乳児家庭全戸訪問事業(1,512市町村(全市町村の約8割)で実施。平成21年7月現在)
- ◎養育支援訪問事業(996市町村(全市町村の約5割)で実施。平成21年7月現在)
- ◎地域子育て支援拠点事業(5,199箇所。H21年度交付決定ベース)
  - ・児童館(4,689箇所、平成20年10月現在)※児童育成事業による補助(民営児童館)
- ◎ファミリー・サポート・センター事業(基本事業599市区町村。H21年度交付決定ベース)
- ◎子育て短期支援事業(ショートステイ637箇所、トワイライトステイ330箇所。H21年度交付決定ベース)

※◎を事業名の前に付した事業は、「子ども・子育てビジョン」において整備目標が示されている事業。

#### (費用負担)

上記の事業では、国が次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)による補助を実施。  
(※児童館を除く)

### 【今後の方向性】

- 「子ども・子育てビジョン」において整備目標が示されている事業は、目標値の達成に向けて、事業の拡充を図る